

学校法人大覚寺学園 役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 学校法人大覚寺学園の役員及び評議員の報酬等は、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 役員とは、理事及び監事をいう。
- 2 職員理事とは、学園の職員（学長を含む）として給与を支給している理事をいう。職員が役員となったときは、職員としての身分は継続し、役員在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- 3 常勤監事とは、当該法人において勤務することが常態である監事をいう。
- 4 非常勤役員とは、前2号以外の役員をいう。
- 5 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職手当規程に基づくものを含まない。

（報酬等の支給）

第3条 理事長、常任理事及び職員理事には、別表1を上限として役員手当を支給する。なお、職員理事が常任理事に選任された場合は、常任理事の手当を支給する。

- 2 常勤監事には、別表2を上限として役員報酬を支給する。
- 3 前2号に規定する役員手当及び役員報酬については、財政状況や勤務形態を勘案し、理事会の議決により毎年度の支給月額を決定する。
- 4 非常勤役員には、別表3のとおり役員報酬を支給する。
- 5 評議員に対する報酬の額は、別表4に定める額とする。
- 6 理事が評議員を兼ねる場合は、評議員としての報酬は支給しない。
- 7 常勤監事には、通勤に要する交通費として学校法人大覚寺学園職員給与規程に準じて、通勤手当を支給する。
- 8 役員又は評議員が、理事会・評議員会への出席やその職務のため出張したときには、学校法人大覚寺学園旅費規程に準じて交通費を支給する。
- 9 役員退任慰労金の支給は、別に定める役員の退任慰労金規程による。

（役員期末手当）

第4条 役員には上期並びに下期の役員期末手当を支給する。ただし、職員理事については当該手当の支給はしない。

- 2 理事長及び常勤監事の期末手当の額は、役員手当（月額）又は役員報酬（月額）に専任職員に準じた平均支給率を乗じたものを上限とし、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により決定する。
- 3 非常勤役員の期末手当の額は、上期5万円、下期5万円とする。

（支給方法）

第5条 役員等の報酬は、通貨、あるいは本人の同意を得て本人が指定する本人名義の銀行口座へ振り込みにより支払う。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 報酬は、当月1日から当月末日までの分を原則としてその月の25日に支給する。但し、支給の日が休日又は銀行休業日にあたるときは、それらの日を繰り上げて支給する。

4 新任の場合は、その月の報酬を発令の日から日割りで支給する。

5 退任又は死亡のときは、その月分の報酬は全額を支給する。但し、解任された時は、発令当日までの日割りで支給する。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

（別表手当額の一部改正）

附 則

この規程は、平成20年9月26日から施行する。

（第2条、第3条の一部改正）

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（私立学校法の一部改正に伴う条文の改正、常勤監事の新設及び手当の一部改正）

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

（評議員の手当の見直しに伴う条文及び別表の一部改正）

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、

令和7年度定時評議員会の終結の時までは従前の支給基準で算定する。

（常任理事の新設及び手当の一部改正）

別表1 役員手当（上限）

	理事長	常任理事	学内教職員理事
月額	300,000円	150,000円	30,000円

別表2 常勤監事の報酬額（上限）

	常勤監事
月額	250,000円

別表3 非常勤役員の報酬額（1日）

非常勤理事	理事会等会議への出席	10,000円
非常勤監事	監事監査、理事会等会議への出席、 その他法人業務のための勤務	10,000円

別表4 評議員の報酬額（1日）

評議員	評議員会、その他法人運営 に関する会議への出席	10,000円
-----	----------------------------	---------